十六	［略］
十七	［略］
十八	［略］
十九	［略］
二十	［略］
二十一	［略］
二十二	［略］
二十三	［略］
二十四	［略］
二十五	［略］
二十六	［略］
二十七	［略］
二十八	［略］
二十九	［略］
三十	［略］
三十一	［略］
三十二	［略］
三十三	［略］
三十四	［略］
三十五	［略］
三十六	［略］
三十七	［略］
三十八	［略］
三十九	［略］
四十	［略］
四十一	［略］
四十二	［略］
四十三	［略］
四十四	［略］
四十五	［略］
四十六	［略］
四十七	［略］
四十八	主務省令第四十四条第一号に掲げる事務　同号カに掲げる情報（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者（以下「要支援者」という。）に係る情報を除く。）

十九	［略］
二十	［略］
二十一	［略］
二十二	［略］
二十三	［略］
二十四	［略］
二十五	［略］
二十六	［略］
二十七	［略］
二十八	［略］
二十九	［略］
三十	［略］
三十一	［略］
三十二	［略］
三十三	［略］
三十四	［略］
三十五	［略］
三十六	［略］
三十七	［略］
三十八	［略］
三十九	［略］
四十	［略］
四十一	［略］
四十二	［略］
四十三	［略］
四十四	［略］
四十五	［略］
四十六	［略］
四十七	［略］
四十八	［略］
四十九	［略］
五十	［略］
五十一	主務省令第四十四条第一号に掲げる事務　同号カに掲げる情報（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者（以下「要支援者」という。）に係る情報を除く。）

四十九	［略］
五十	［略］
五十一	［略］
五十二	［略］
五十三	［号を削る。］

五十二	［略］
五十三	［略］
五十四	［略］
五十五	［略］
五十六	［略］
五十七	主務省令第四十七条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる情報　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第一号に規定する第一号被保険者（以下「第一号被保険者」という。）の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）
五十八	主務省令第四十七条第一項第四号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）